

特定入所者介護(支援)サービス費 (負担軽減)

軽減を受けるには「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請が必要です。対象となる人は忘れずに申請しましょう！

平成17年10月から、介護保険3施設(ショートステイを含む)での居住費(滞在費)・食費と、通所系サービスでの食費とを、利用する人が全額自己負担することになりました。

しかし、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、限度額が設けられました。限度額を超えた分は「特定入所者介護(支援)サービス費」として介護保険が負担します。

介護サービスを利用した
1割負担

日常生活費

10月から全額自己負担になりました

居住費
(滞在費)

食費



利用者負担段階に応じて、介護保険施設サービスでの居住費・食費の自己負担が軽減されます。軽減を受けるには「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請が必要です。対象となる人は忘れずに申請しましょう！

【負担軽減の対象】

※ 利用者負担段階が、次の「第1段階」から「第3段階」に該当する人です。(第4段階は減免対象外です)

利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民税が非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間に80万円以下の人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人)
利用者負担 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民税が非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人 ・境界層に該当する人(負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人) ・利用者負担第4段階で下記の「特例減額措置」を受けられる人
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ・本人が住民税を課税されている人

※ 負担軽減に該当するかは役場にお問い合わせください。